

最高裁秘書第2928号

令和6年11月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る質問について（通知）

9月4日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に質問しましたので、通知します。

記

個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかになった結果として、当該事件の当事者に不利益が及んだ事例について最高裁が作成し、又は取得した文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）